

令和7年度第2回野田市老人福祉計画及び 介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和7年8月27日（水）
午後1時30分から
場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第10期野田市シルバープラン（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画）に係る各種調査の実施について（報告）
- (2) 指定介護予防支援業務の委託について（報告）
- (3) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について（報告）
- (4) 地域密着型サービス等（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護）事業所の指定廃止について

3 そ の 他

4 閉 会

第10期野田市シルバープラン（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画）に係る各種調査の実施について

令和8年度に策定する第10期野田市シルバープラン（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画）に市民の意見を広く取り入れるため、本年度、次のとおり各種調査を実施いたします。

1 各種調査の種類・対象者・配布予定数

調査の種類		対 象 者	配布 予定数
1	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	自立及び要支援者 （日常生活圏域ごとに抽出）	1,000
2	在宅介護実態調査	要支援者及び要介護者 （特養申込者、施設入所者を除く） （日常生活圏域ごとに抽出）	1,000
	特別養護老人ホーム 入居希望者調査	特別養護老人ホーム申込者 （全数調査）	430
3	施設サービス利用者調査	介護保険施設の入所者	200
4	介護サービス事業所調査	介護サービス事業所	136
5	介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1,000
6	一般介護予防事業調査	自立 （日常生活圏域ごとに抽出）	1,000

2 各種調査の概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【目的】

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況や各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定するために実施します。

【主な調査項目】

家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康など。

(2-1) 在宅介護実態調査

【目的】

要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するために実施します。

【主な調査項目】

本人、主な介護者、過去1年以内の介護離職、施設入所の検討状況、主な介護者の勤務形態など。

(2-2) 特別養護老人ホーム入所希望者調査

【目的】

特別養護老人ホームの入所を申し込んでから現在までの期間やその間の介護状況などの実態を把握するために実施します。

【主な調査項目】

主な介護者、利用している介護サービス、入所申込みの理由、申込みから現在までの期間など。

(3) 施設サービス利用者調査

【目的】

施設サービス利用者の生活状況を把握するために実施します。

【主な調査項目】

入所までの経緯、施設での生活、今後の暮らし方など。

(4) 介護サービス事業所調査

【目的】

市内の介護サービス事業所の運営状況やサービス提供の状況を把握するために実施します。

【主な調査項目】

事業所の概要、運営状況、要介護度別利用者数、職員体制、人材育成、地域とのつながり、今後の事業展開など。

(5) 介護サービス事業所職員調査

【目的】

市内の介護サービス事業所職員の勤務状況を把握するために実施します。

【主な調査項目】

現在の業務、職場環境、待遇、仕事に関する不安など。

(6) 一般介護予防調査

【目的】

「介護予防 10 年の計」の普及状況を調査するために実施します。

【主な調査項目】

「介護予防 10 年の計」の六つの事業についての認知、興味、これまでの参加状況の確認など

3 今後のスケジュール（予定）

日 程	事 務 作 業
令和 7 年 10 月 頃	調査票の送付（調査期間は 1 か月程度）
令和 7 年 11 月～12 月	調査票の回収
令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月	調査内容の集計
令和 8 年 1 月～ 2 月	調査内容の分析
令和 8 年 2 月～ 3 月	報告書作成・印刷

※ 国より、第 10 期計画作成に向けた調査項目等が、8 月中旬に示され、現在調査項目の調整中であり、項目が決定次第、調査票の印刷・送付を行います。

指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援業務（介護予防プランの作成等）については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、本市の指定を受けて実施していますが、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できるようになっています。

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第 15 条第 4 号の規定では、委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成 6 年野田市条例第 6 号）第 1 条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会（以下「本委員会」という。）に報告しなければならないこととされていることから、以下の事業所への委託について報告するものです。

【委託事業所選定の申出のあった事業所】

法人名	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人 心愛会	ハーモニーハウス指定居宅 介護支援事業所	福島県大沼郡会津美里町 字北川原 14 番地

確認書

「野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第 15 条第 1 号から第 4 号について確認した内容

	条例	確認事項	確認欄
第 1 号	委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。	別紙 1「野田市指定介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業委託事業所選定申出書」2 管理者及び人員等	○
第 2 号	委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。	・「介護支援専門員証」の写しの添付 ・研修会等への参加状況一覧の添付	○
第 3 号	委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	・様式 1「中立性・公正性に関する宣誓書」の添付 ・「運営規定」「居宅介護支援契約書」「重要事項説明書」の添付	○
第 4 号	委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例(平成 6 年野田市条例第 6 号) 第 1 条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。	次回の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告する。	○

確認年月日 令和 7 年 6 月 12 日
 担当課 福祉部 地域包括支援課

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

また、地域密着型サービス等事業所は、介護保険法第78条の2第1項に基づき市長が指定を行い、原則として事業所の所在する市町村の被保険者が利用できることとなっておりますが、野田市の被保険者が市外の地域密着型サービスを利用する場合には、同法第78条の2第4項第4号に基づき、事業所の所在する市町村長の同意を得たうえで、野田市が事業所の指定を更新する必要があります。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者より指定更新の申請があり、柏市に指定更新の同意を求めたところ、同意を得られ、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定の更新をしましたので、報告するものです。

1 審査基準について

- ① 介護保険法第70条の2第1項
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ③ 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	ピースデイサービスセンター
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	柏市西原1-5-4
4 運営事業者	株式会社グローバルピース
5 代表者氏名	中田 純子
6 指定更新年月日	令和7年7月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
(地 域 密 着 型 通 所 介 護)

この確認書は、次のとおり令和7年4月10日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	柏市西原1-5-4
	名 称	株式会社グローバルピース
	代表者氏名及び住所	中田 純子 流山市東深井242-11 アンビルマンションB202
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	柏市西原1-5-4
	名 称	ピースデイサービスセンター
	管 理 者 氏 名	小泉 栄治

○指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書添付	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書添付	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表添付	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表添付	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号及び115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書添付	可
6	その他指定に関し必要と認める事項	指定地域密着型サービス等事業所利用同意書（柏市）	可

地域密着型サービス等（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護）事業所の指定廃止について

千葉県野田市に所在する野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止事業者等

1 事業所の名称	デイサービスしらゆり桜台
2 サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市桜台 155 番地の 2
4 運営事業者	有限会社小沢商事
5 代表者氏名	小澤 健一
6 廃止年月日	令和 7 年 6 月 30 日
7 廃止理由	利用者減のため（令和 6 年 3 月から休止）